# 「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」(平成16年10月18日~11月17日)について

内閣官房構造改革特区推進室 内閣府規制改革 民間開放推進室

## 1.趣旨

平成16年10月18日から11月17日までの間、以下のような提案・要望を募集する「特区、 規制改革・民間開放集中受付月間」を実施します。

## (1)構造改革特区に関する提案

構造改革特区に関する第6次提案を受け付けます。

規制改革に関する提案については、<u>多くの規制改革を可能な限り速やかに、少なくとも構造改革特区において実現</u>するよう、構造改革特区推進室と規制改革・民間開放推進室が連携して取り組みます。

## (2)全国規模の規制改革・民間開放要望

全国で実施すべき規制改革・民間開放要望(特区に関する提案以外のもの)について、幅 広〈受け付け、規制改革・民間開放推進室が取り組みます。

国及び地方公共団体の事務・事業の民間への移管、公共施設等の民間による管理・運営、 利活用や、運営主体の制限が行われているなど公的関与の強い市場及び公共サービス 分野への民間参入といった、いわゆる官製市場の「民間開放」に関する要望についても、 規制改革・民間開放推進室が取り組みます。

## 2.提案・要望事項の取り扱い

#### <特区に関する提案>

- (1)地方公共団体又は民間事業者等が実施したいと考える取組みについては、その<u>具体的内容、目的等を特区構想(プロジェクト)として提出</u>して下さい。これを推進する上で直面する問題の解決策として、少なくとも構造改革特区での実現を求める規制改革事項の提案を行って下さい。
- (2)構造改革特区での規制改革事項については、構造改革特区推進室が関係省庁と調整します。その結果「特区で実施」又は「全国で実施」となることがあります。ご提案頂いた内容についての各省庁の回答、調整の経過については構造改革特別区域推進本部ホームページ上で公開いたします。

#### < 全国規模の規制改革・民間開放要望 >

(3)全国規模の規制改革・民間開放要望として提出されたものについては、規制改革・民間開放推進室が関係省庁と調整いたします。さらに、必要に応じて、規制改革・民間開放推進会議においても審議いたします。調整の経過については規制改革・民間開放推進本部及び上記会議ホームページ上で公開いたします。

ただし、同様の内容が他の主体から特区に関する提案として提出された場合には、原則として構造改革特区推進室が中心となって関係省庁と調整を進めます。(調整の経過については構造改革特別区域推進本部ホームページ上で公開いたします。)

## <調整のスケジュール>

(4)構造改革特区での規制改革事項で、「特区で実施」又は「全国で実施」することとなったもの については、来年2月を目途に構造改革特別区域推進本部において決定いたします。

また、全国規模の規制改革・民間開放要望で実施することとなったものについては、来 年2月を目途に規制改革・民間開放推進本部において決定いたします。

# 3.応募の方法

(1)提案·要望主体

企業、NPO、個人等どなたでも、提案・要望できます。

(2)募集期間

平成16年10月18日から11月17日まで

(3)応募の方法、様式等

応募の方法、様式等の詳細については、以下に示す別紙を参照して〈だい。 構造改革特区に関する提案

募集要領 別紙1: 様式1 (構想(プロジェクト))

様式2 (規制改革事項)

全国規模の規制改革・民間開放要望

募集要領 別紙2 : 様式3

#### (4)提出書類、部数等

構造改革特区の提案

- ・提案する構想(プロジェクト)毎に提案をプリントアウトした資料:6部
- ·提案する構想(プロジェクト)毎に電子媒体 : 1式(FD、MO 又は CD-R)

全国規模の規制改革・民間開放要望

- ・提案をプリントアウトした資料:6部
- ·電子媒体 : 1式(FD、MO 又は CD-R)

## (5)提出方法

郵送又は持参により提出してください。

持参される場合は、上記募集期間の平日の10:00~17:00までの間に、下記(6)の提出先にお越しください。

郵送される場合は、11月17日17時までに必着となるように発送してください。また、表面に「提案書在中」と朱書きしてください。

提案・要望の詳細等を確認するために、こちらから問い合わせをする場合があります。最終日近〈になると、スケジュールの関係上、このような確認が十分にできない場合がありますので、可能な限り、早期の提案・要望をお願いします。

スケジュールの都合上、期限に遅れたものは提案・要望として取り扱わないことを 予めご承知ください。

#### (6)提出先

「全国規模の規制改革・民間開放要望」のみを提出される場合には、規制改革・民間開放推進室に提出してください。それ以外の提案(特区の提案を含む場合)については、構造改革特区推進室に提出してください。各組織は、本件に関する情報を共有することとしておりますが、事務処理上の混乱をきたさないよう、本手続きの遵守をお願いします。

内閣官房構造改革特区推進室内 提案募集担当 <住所>〒105-0001 東京都港区虎/門1-23-7 第23森ビル6階

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html

内閣府規制改革 民間開放推進室内 要望募集担当

< 住所 > 〒100 - 0014 東京都千代田区永田町1 - 11 - 39

永田町合同庁舎2階

(規制改革・民間開放推進本部ホームページ)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kiseikaikaku/

(規制改革・民間開放推進会議ホームページ)

http://www.kisei-kaikaku.go.jp/